

さかとく進路だより



夏休み期間中に高等部3年生の「福祉相談」がありました。「福祉相談」とは、居住地の福祉課担当者と保護者生徒が卒業後の進路想定に関連して「卒業後の障害福祉サービス」「サービスを利用するまでの流れ」等について情報交換や相談をするとともに、「障害基礎年金」について説明を受けます。今回は「障害基礎年金」の制度、手続きについて紹介します。今後の参考にしてください。

■ 障害基礎年金とは

心身に障害があり、一定の受給要件や障害の程度を満たした人に給付される国民年金のことです。障害の程度により、1級と2級があります。

年金支給額は、1級 1,020,250円/年(約8万5千円/月)

2級 816,000円/年(約6万8千円/月)

※支給額は令和6年度のもので、年度によって変動があります。

※療育手帳と障害基礎年金制度は、別制度です。

※障害基礎年金の可否及び障害等級(1級、2級)は、必ずしも療育手帳の障害程度(㊤、A、B、C)と一致するとは限りません。



■ 申請手続き 手続きを忘れずに行いましょう。

・20歳になる約3ヶ月前に、各市町の年金課や年金担当窓口にて予約を取り、「障害基礎年金」の請求を希望することを伝え、申請に必要な書類をもらいます。

※五霞町にお住まいの方は、下館年金事務所へ連絡してください。

・請求に必要な書類をそろえ、年金事務所や市役所または町村役場に提出します。

・年金請求書の提出から、3ヵ月程度で「年金決定通知書」等が届きます。

・年金証書がご自宅に届いてから約1～2ヵ月後に、年金の振り込みが始まります。



■ 障害基礎年金請求に必要な書類(主なもの)

・年金請求書

・受診状況等証明書

・診断書(20歳到達日の前後3ヶ月以内)

※20歳到達日とは、20歳の誕生日の前日のことです。

・病歴・就労状況等申立書

・療育手帳

・住民票・本人名義の預金通帳



■ 障害基礎年金を請求するための準備として

●「母子手帳」や「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」といった記録を捨てずにとっておく
→申請の際『病歴・就労状況等申立書』を提出します。その際、「初診日」や「障害に気づいた時期」など、生育歴を幼少期にさかのぼって書類を書くことになります。記録を残しておくとお助かります。

●お子さんの実態を詳しく「診断書」に書いてくれるかかりつけ医(精神科)を見つける

→「診断書」は、ほとんどの医師が初診では書かずに、一定期間の診察を受けてから書いてくださることが多いです。長期にわたり小児科で診てもらっているかかりつけ医がいても、18歳を機に主治医や受診する科(精神科へ)が変わることも少なくありません。医師に「診断書」をお願いする際には、書いていただけるかどうかを事前に相談しておくことが大切です。また短い診察時間では伝えきれないので、補助的な資料をまとめて持参するといった方法もおすすめてです。

「障害基礎年金」の詳細については、各市町の年金課や下館年金事務所(0296-25-0829)にお問い合わせください。

また、「請求するときに必要な書類等」について、日本年金機構のホームページに掲載されています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/shougai/seikyu/20140519-01.html>





進路情報コーナー

学校にご案内いただいた新規サービスや情報をご紹介します。
パンフレット等は高等部棟1階の進路コーナーにあります。

就労継続支援 A 型 ハーベストタイム・坂東

- 提供サービス：就労継続支援 A 型
- 住所：坂東市沓掛 3318-1
- 電話番号：0297-44-7267
- 作業内容：・手作り宅配弁当（盛付け、調理、洗い物、店舗の清掃など）
・パソコン入力業務
- その他：交通費支給、昼食支援あり



ハッピーデイズ古河駅前

- 提供サービス：就労継続支援 A 型
- 住所：古河市東 1-6-38 若杉ビル1階
- 電話番号：0280-33-8041
- 作業内容：鉄道模型、タオルたたみ、外部作業（農業）
- その他：時間 9:30～14:40（実働4時間10分）
※就業場所によって前後する場合あり
時給：954円～1,104円



色えんぴつ

- 提供サービス：就労継続支援 B 型
- 住所：小山市栗宮 1952-10
- 電話番号：080-6631-3687
- 作業内容：ボールペン組立、袋詰め、タオル折り、バリ取り、メンテナンス補助作業など
- その他：送迎あり（筑西・結城・古河病院まで）
作業の他に季節イベントも企画



<知っていますか？>

○18歳以上の療育手帳更新について

- ・18歳以上になると、児童相談所での更新ではなく水戸市にある「茨城県福祉相談センター」で行うことになります。ただし、障がいの状況や地理的理由により、センターへの来所相談や定期相談ができない方のために、地域を巡回して相談を行っています。
- ・巡回予定表については、本校ホームページ進路情報の療育手帳に、巡回予定表へのリンクが貼ってありますので、ご確認ください。

